

国際資産税特集

相続した米国の預貯金を 日本へ送金する際の注意点

講演項目

- ◆ 主なプロベート回避策
- ◆ Transfer Certificate (TC) が必要になる場合
- ◆ TCのために遺産税申告が必要
- ◆ 申請から発行まで9か月を要する

Web
セミナー

日本にお住いの日本人が、米国に財産を残して亡くなった場合、これらの米国財産を日本にいる相続人が取得するには、どのようにすればよいのでしょうか。このようなケースで相続財産である預貯金を日本へ送金する場合には、銀行サイドでTransfer Certificate(TC)の提出が求められることがあります。

今回はこうした手続き上の注意点について国際税務の実務に従事してきた講師が解説します。

視聴可能期間

2023年 **11月14日(火) 11:30~11月20日(月) 17:00**

※講演時間は約30分となります。

お申し込み期限

11月10日(金) 17:00

参加費

3,000円

講師

辻・本郷 税理士法人
プライベートウェルスマネジメント部
マネージャー / 税理士

平尾 嘉三 (ひらお よしぞう)



会計業界にて16年間、相続税業務を中心として富裕層の財産承継サービスと日本の税務アドバイザーに携わる。国際相続の幹事業務や、日本税務(国際税務)を専門とし、日々相続に関する業務に従事している。

辻・本郷 税理士法人
ファミリーオフィス事業部
シニアマネージャー / 税理士

井口 麻里子 (いぐち まりこ)



相続税の申告はもちろん、生前からの相続対策、資産承継、事業承継等にかかる相続コンサルティングを主業務とし、セミナー講師や執筆活動も盛んに手がけている。著書は『55歳になったら遺言を書きなさい』『相続でモメずにお金を残したければ「この順番」で進めなさい』『新広大地評価の実務』その他多数、国際資産税担当。

詳細・お申し込み

https://form.k3r.jp/ht_tax/231114

